

速度取締り指針

令和7年7月
山口警察署

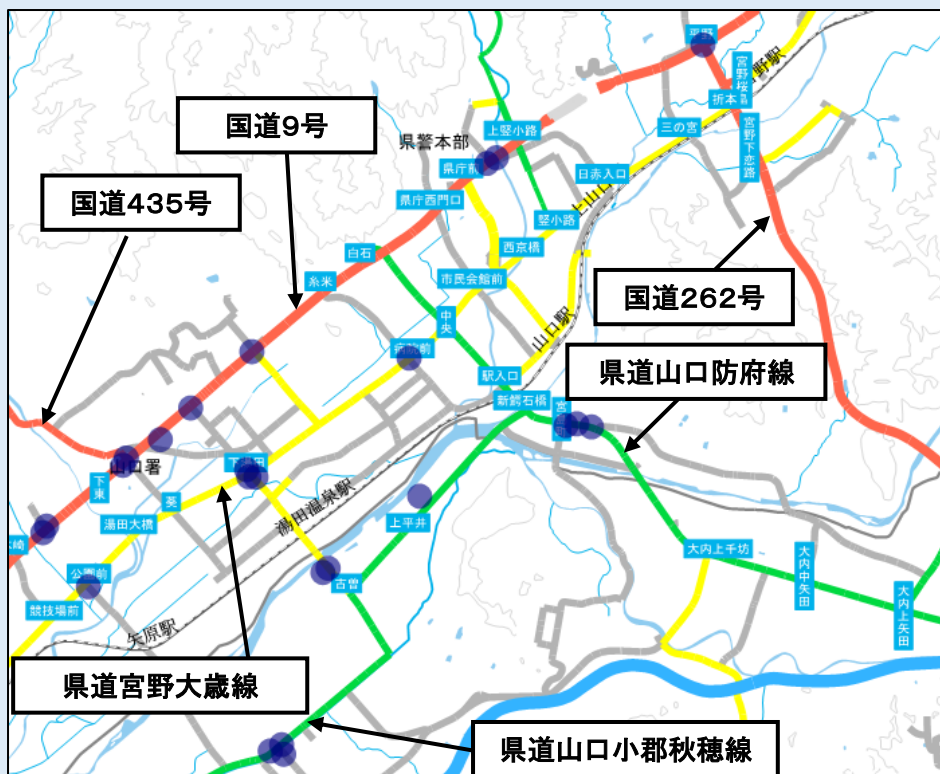
速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道9号	6:00 ~ 20:00	朝田・宮野地区	60km/h
国道262号	6:00 ~ 20:00	小鯖・宮野地区	60km/h
国道435号	6:00 ~ 20:00	吉敷地区	60km/h
市道下千坊氷上線	7:00 ~ 17:00	大内地区(大内小学校)	30km/h
市道宮島町氷上線			

- 悲惨な人身事故の発生を抑止するために上記重点路線で速度取締りを強化していきます。
- 令和7年上半期は、6～18時の間に人身事故が多く発生しているため、同時間帯中心に速度取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果



※ ● : 交通事故多発エリア

- 国道9号の県庁前交差点から維新公園交番前交差点までの間で、交通事故が多発しています。
- 県道宮野大蔵線の済生会病院前交差点から維新公園前交差点までの間で交通事故が多発しています。
- 県道山口防府線の宮島町交差点から大内御堀交差点までの間で、交通事故が多発しています。
- 県道山口小郡秋穂線の平川郵便局先交差点と平川小学校入口交差点で交通事故が多発しています。

【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 令和6年～令和7年6月末(私道と駐車場を除く、令和7年は物損事故を除く)
- ・ 交通事故多発エリア : 半径 100m以内で 17 件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 重大事故に繋がる交差点関連違反及び携帯電話使用等の取締りを強化します。
- 重点路線及び通学路(生活道路を含む)を中心とした速度取締りを実施します。
- 警察官の警告に従わない又は具体的な危険を生じさせた自転車利用者には、切符処理等の厳正な措置を講じます。